

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和5年8月16日

水曜日

第5121号

目次

公 告	
○令和5年度富山県クリーニング師試験の実施	1

公 告

令和5年度富山県クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和5年度富山県クリーニング師試験を次のとおり実施するので、富山県クリーニング業法施行規則（昭和26年富山県規則第24号）第9条の規定により公示する。

令和5年8月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和5年11月18日（土）午前9時から

(2) 試験の場所

富山市下新町32番26号 富山県理容美容専門学校

2 試験科目

(1) 学科試験

衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗濯物の処理に関する知識

(2) 実技試験

繊維鑑別、アイロン仕上げ

3 受験手続き

(1) 受験案内の配布場所

令和5年8月23日（水）から同年9月29日（金）まで、富山県厚生部生活衛

生課、富山県内の厚生センター及び厚生センター支所並びに富山市保健所で配布する。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

また、富山県のホームページ（<http://www.pref.toyama.jp/>）に掲載する。

(2) 受験願書の受付期間及び受付場所

令和5年8月29日（火）から同年9月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、富山県厚生部生活衛生課、富山県内の厚生センター若しくは厚生センター支所又は富山市保健所に持参（提出期間の午前8時30分から午後5時15分までの間に限る。）又は郵送すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留とし、令和5年9月29日（金）までの消印のあるものに限る。

(3) 提出書類

ア 受験願書（富山県クリーニング業法施行規則で定める様式）

イ 履歴書（受験案内で定める様式又は市販されている履歴書）

ウ 受験資格を有することを証明する書類

また、書類上の氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄本等を添付すること。

エ 写真票（出願前6か月以内に脱帽上半身、正面向きで撮影した、縦4.5cm×横3.5cm程度の写真を貼ったもの。写真裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。）

(4) 受験手数料

7,000円（受験手数料相当額の富山県収入証紙を受験願書に貼ること。）

4 合格発表

令和5年12月5日（火）午前9時に、富山県庁正面掲示板、富山県のホームページにおいて、合格者の受験番号を発表する。

また、合格者には、クリーニング師試験合格通知書を郵送する。

5 問合せ先

富山県厚生部生活衛生課（電話076-444-3231）、富山県内の厚生センター及び厚生センター支所並びに富山市保健所